

非常災害対策計画

株式会社 T S. M
総合発達支援かいんどはびすま

施設名	総合発達支援 かいんどはびすま		
所在地	茨城県下妻市小野子町 2 丁目 61 番地 3		
電話番号	0296-54-6229	FAX 番号	0296-54-6229
メールアドレス (代表)	khs3121khs@outlook.jp		

1. 施設の立地条件

(1) 施設立地場所の地形等

本施設は、鬼怒川より 2.5 km, 小貝川より 3.1 km 以内に立地しており、下妻市浸水ハザードマップにおいて浸水が想定される区域には該当しない。

(2) 災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無	区域等の名称
浸水想定区域	無	
土砂災害警戒区域	無	
土砂災害特別警戒区域	無	
土砂流危険渓流	無	
急傾斜地崩壊危険箇所	無	
地すべり危険箇所	無	

(3) 予測される災害の危険性

火災、地震、竜巻

2. 災害に関する情報の入手方法

- ・ ラジオ(ラジオつくば)
- ・ 登録制メール(つくば市防災メール、茨城県防災メール)
- ・ 緊急速報メール
- ・ X (旧 Twitter) 等の SNS
- ・ 広報車、消防団による広報
- ・ 電話
- ・ FAX (メールにて転送)
- ・ 消防団、警察、近隣住民等による直接的な声掛け

3. 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 自治体等の連絡先

① 行政機関

- ・下妻消防署 0296-43-1551
- ・下妻警察署 0296-43-0110
- ・下妻市役所 福祉課 0296-43-8352
消防防災課 0296-43-2111
- ・茨城県福祉部福祉課 029-301-3354

② ライフライン

- ・電気：
- ・ガス：
- ・水道：
- ・電話：

③ 協力機関

- ・しば医院 0297-30-4811

(2) 職員の連絡先

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
管理者					
児童発達支援 管理責任者					
指導員					
指導員					
指導員					
指導員					

4 避難を開始する時期，判断基準

- ・地震…建物の内外で大きな亀裂や傾きなど発見されたとき
- ・火災…建物の内外で火災が発生したとき
- ・竜巻…目視で確認できたとき

※ただし、発令等が出されていなくても、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

5. 避難場所

第一避難場所…施設駐車場

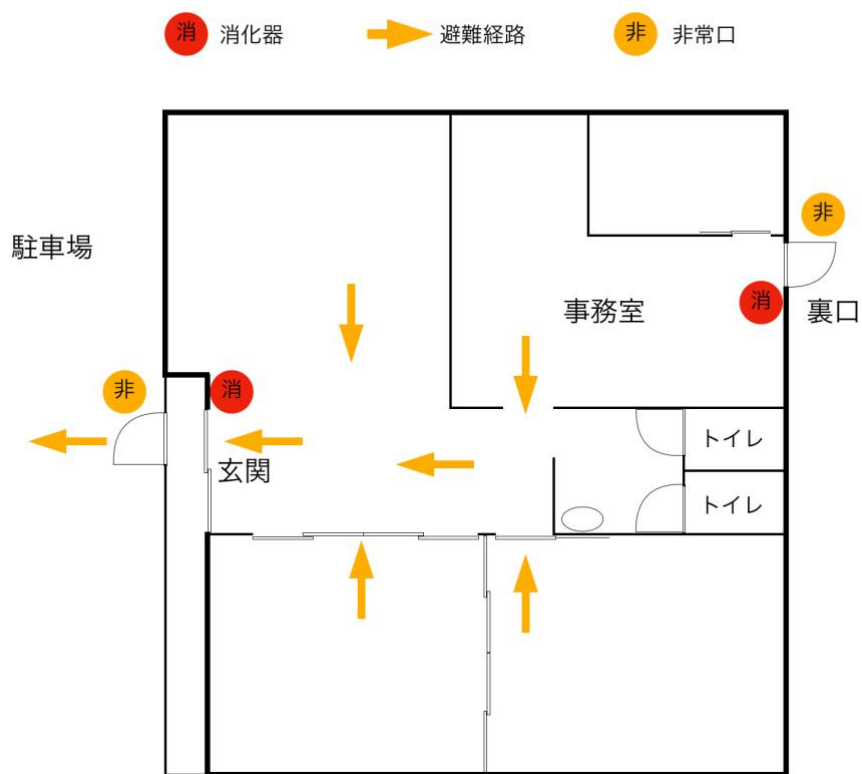
第二避難場所…下妻市立総合体育館

6. 避難経路

(1) 避難場所への避難経路



(2) 施設内の避難経路



7. 避難方法

徒歩、乗用車

8. 災害時の人員体制，指揮系統

(1) 指揮権順位

- ① 管理者
- ② 児童発達支援管理責任者
- ③ 常勤指導員（メイン）
- ④ 常勤指導員（サブ）
- ⑤ 非常勤指導員

(2) 災害時の参集方法

職員参集基準

- ① 原則出勤とする場合
ア 震度6以上の地震が発生した場合

イ 洪水警報・土砂災害警報が発生した場合

② 出勤しなくてもよい場合（以下に該当する場合であっても連絡は必ず行うこと）

ア 本人または家族が負傷して、救助が必要な職員

イ 自宅が被災した職員

ウ 道路が寸断する等の理由により出勤することで職員に危険が及ぶ場合

エ 交通機関が麻痺し、移動手段が徒歩しかない職員

③ 参集に関する連絡方法

出勤の有無については、LINE グループ、メール、電話にて連絡を行う。

(3) 役割分担

- ・総指揮者…①管理者（不在時：②児発管、③指導員）
- ・通報係（110、119等）…①管理者、②児発管（不在時：③指導員）
- ・消化係…④指導員、⑤指導員（2名程度）
- ・避難誘導・点呼…③指導員、①管理者
- ・非常持出袋…③指導員、②児発管

9. 食料、防災資機材等の備蓄

(1) 非常持出袋…防災ポータブルラジオ、懐中電灯、笛、ブルーシート、タオル、軍手、ティッシュペーパー、携帯用水袋、トイレ処理セット、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、油性ペン、虫よけスプレー、絆創膏、ナプキン、オムツ、アルコール、傷薬、クリアカップ

(2) 玄関付近…非常食、非常水、ガムテープ、紙皿、割りばし、ラップ、ヘルメット

避難訓練の実施例

1. 実施回数

児童発達支援 1回/月

放課後等デイサービス 1回/月

2. 避難訓練の参加者

常勤職員，非常勤職員，利用者

3. 想定する避難訓練の種類

火災，地震，水害，不審者，竜巻，引き渡し

以下の避難訓練は管轄の消防署協力のもと実施
通報、救急救命、応急手当て

4. 避難場所

- (1) 火災発生時 事業所駐車場
- (2) 地震発生時 下妻市立総合体育館
- (3) 水害発生時 下妻市立総合体育館
- (4) 不審者発生時 下妻市立総合体育館
- (5) 竜巻発生時 事業所内

5. 避難場所までの避難目標時間

- (1) 火災発生時 3分
- (2) 地震発生時 15分
- (3) 水害発生時 15分
- (4) 不審者発生時 15分
- (5) 竜巻発生時 0分

6. 避難訓練の内容

- (1) 避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (2) 防災マップ及び施設内の避難経路のとおり迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (3) 災害時における役割分担表のとおり迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
- (4) 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し，迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (5) 消火器を使用した初期消火の訓練を行う。
- (6) 近隣住民が参加する避難訓練を実施する。

附則 令和6年4月1日より施行する

